

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定 令和元年度（後期）新規及び更新申請の受付開始について（ご案内）

昨今発生している大規模自然災害のほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

このため、近畿地方整備局では、平成24年度より『災害時建設業事業継続力認定制度』に取り組み、現在、687社が「災害時の事業継続力を有する会社」として認定しております。

この度、令和元年度後期の新規及び更新申請の受付を下記のとおり開始致します。

<申込時の留意事項>

- 既に認定を受け、認定期間が平成32年3月31日までとなっている会社につきましては、今回更新の手続きが必要となります。
- 更新申込の際、「計画の実効性の確保」や「計画を継続的に改善する姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご承知おき下さい。
- 本認定を受ける際には、災害時対応訓練の記録写真の提出が必須となります。
- 新規申込により認定を受けた場合、2年間の有効期間をもつ認定証を発行します。
更新により認定を受けた場合、3年間の有効期間をもつ認定証を発行します。

記

1. 申込期間 令和元年11月15日（金）～令和2年1月15日（水）
2. 認定書交付日 令和2年3月下旬（予定）
3. 申込書類 各種申込様式、審査書類、返信用封筒
4. 審査内容 書類審査、メール・電話による内容確認

※詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度に関する特設ページをご覧ください。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/kensetubcp/index.html>

【問合せ窓口】

近畿地方整備局 災害時事業継続力認定委員会事務局

□近畿地方整備局 防災室

大阪市中央区大手前1-5-4 TEL:06-6942-1141（代）

□近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

神戸市中央区海岸通29 TEL:078-391-3101